

# 動物園条例の制定について

---

令和4年6月25日(土)16:00~

市民動物園会議

## 本日の報告事項

---

- 1 令和4年第2回定例市議会で可決
- 2 条例概要
- 3 条例制定効果
- 4 市民動物園会議の位置付け
- 5 条例に基づく主な取組のスケジュール

# 1 令和4年第2回定例市議会で可決

---

# 令和4年第2回定例市議会で可決(6月6日)

前文

第1章 総則

第2章 動物園

第3章 認定動物園

第4章 円山動物園

第5章 動物園応援基金

第6章 市民動物園会議

第7章 雑則

⇒ 即日公布・施行 **ただし...**

円山動物園以外の動物園も対象。一定の準備期間が必要  
公布の日から1年以内(令和5年6月5日まで)  
に市長が定める日に施行

**今後部会を設置し、  
認定動物園制度を検討**

第22条助成

第23条第2項  
第4号及び第5号

認定動物園の認定・助成に関する審議等

## 2 条例概要

---

## 条例概要

動物園の運営目的や実施事業を明確化し、  
その動物園の取組を促進するための施策

- ・認定動物園制度
- ・動物園応援基金
- ・市民動物園会議

} **新たな制度**

→ **位置付けが変更**

を定めた条例

# 条例概要

---

行政の監視、営業規制の手法ではなく...

**動物園の取組を**

**盛り立て、底上げする条例**

# 条例概要

---

前文

第1章 総則

第2章 動物園

第3章 認定動物園

第4章 円山動物園

第5章 動物園応援基金

第6章 市民動物園会議

第7章 雑則

} 動物園の運営目的や実施事業  
(動物園の定義、基本理念、第2章)

⇒ 動物園の取組を盛り立て、底上げ

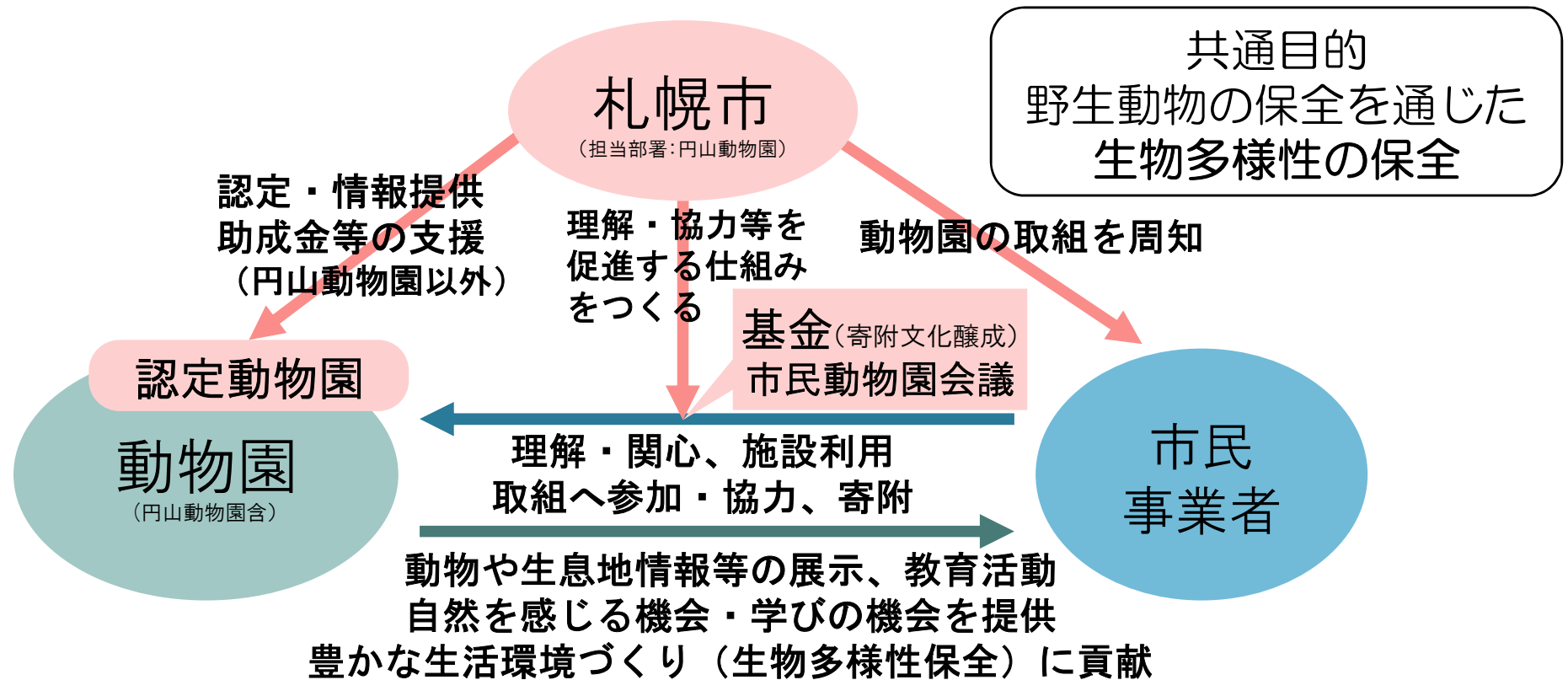
⇒ 円山動物園における基本的取組事項

⇒ 市民の想いで動物園の取組を支援

⇒ 条例に基づく取組のチェック機関



# 条例概要～全体像～



### 3 条例制定效果

---

## 条例制定効果 動物園の視点①

動物園のどんな取組を行う場合も

### 良好な動物福祉を確保していく

という考えが浸透し、動物福祉規程のもと、動物福祉向上のための取組が実践されていく。

⇒動物本来の行動等が発現されるようになる。

⇒野生動物等の情報を伝えやすくなる。

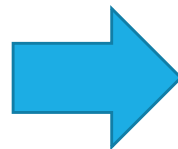
## 条例制定効果 動物園の視点②

---

### 動物園の

- ・調査研究
- ・飼育や繁殖技術の向上
- ・展示や教育活動 などの取組

これまで  
なんのためか明文化  
されていなかった



今後  
野生動物の保全を通じて、  
生物多様性の保全に貢献

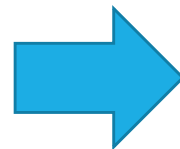
# 条例制定効果 動物園の視点②

## 動物園の

- ・ 調査研究
- ・ 飼育や繁殖技術の向上
- ・ 展示や教育活動 などの取組

これまで

(人間の)癒し、元気回復、生活への応用



今後

- 野生動物の保全(繁殖等)
- 保全への行動変容を促す

「これまで」に  
プラスして

## 条例制定効果 市民・利用者の視点

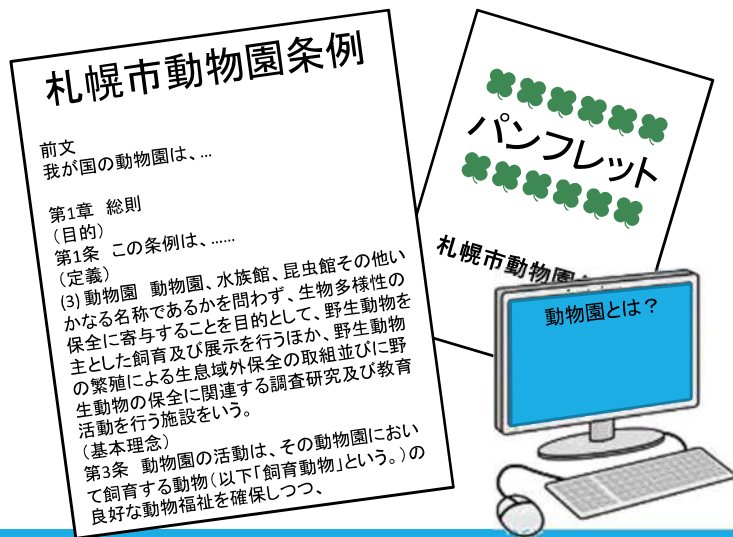
---

- ①動物園の役割がわかりやすくなる
- ②動物園の動物が生き生きと暮らす様子を見ることができる
- ③野生動物等を正しく深く知ることができる
- ④野生動物の保全活動に参加できる機会が増える

# 条例制定効果 市民・利用者の視点①

## 動物園の役割がわかりやすくなる

### 広報・啓発



### 講演会等



### 調査研究・展示



### 教育活動



## 条例制定効果 市民・利用者の視点②

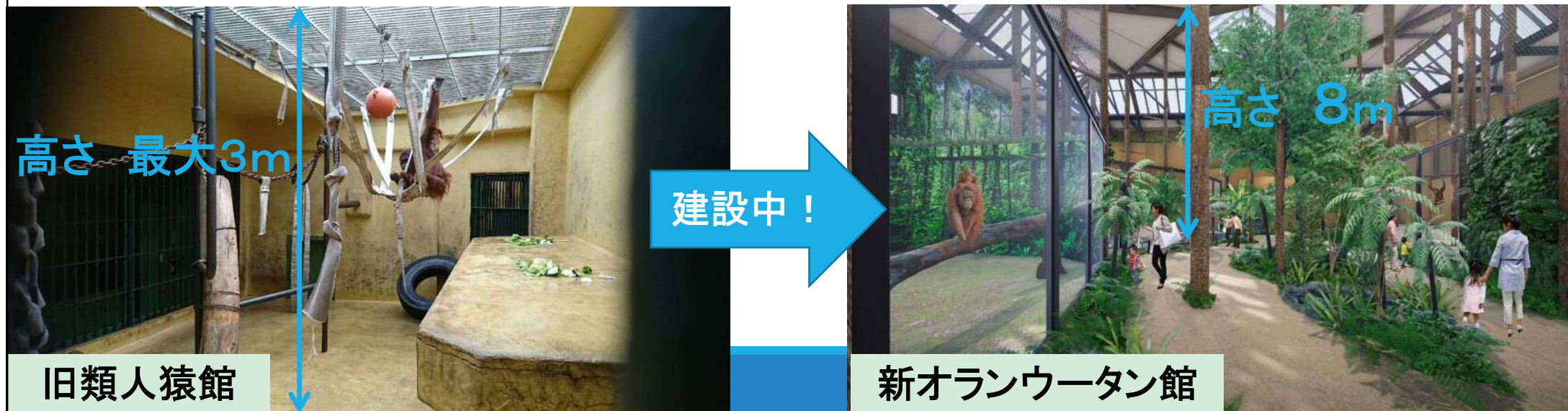
動物が生き生きと暮らす様子を見ることができる





## 条例制定効果 市民・利用者の視点③

野生動物や生息環境等を  
正しく、深く知ることができる



# 条例制定効果 市民・利用者の視点④

## 野生動物の保全活動に参加できる機会が増える



## 4 市民動物園会議の位置付け

---

# 市民動物園会議の設置目的と組織

設置目的 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進  
に関し必要な事項について調査審議等を行うために設置。  
(札幌市動物園条例第23条第1項)

委員 学識経験者、公募市民等 10人以内

任期 3年(現委員は、R5.9.30まで)

部会 必要に応じて設置できる。

部会決議を本会議決議とすることができる。

臨時委員 特別事項の調査・審議に必要な場合に委嘱することができる。  
(札幌市動物園条例第23条第4項～第12項)

# 市民動物園会議の所掌事務

- 市長の諮問に応じ、以下に関し調査審議等を行い、意見を述べる。
  - (1) 動物園に係る施策及び円山動物園の運営
  - (2) 円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正
  - (3) 円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価
  - (4) 認定動物園の認定
  - (5) 認定動物園に対する助成
- 市長の諮問がない場合も上記に関し市長に意見を述べることができる。

(札幌市動物園条例第23条第2項及び第3項)

## その他市民動物園会議に係る規定

- 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴かなければならない。(条例第10条第2項)
- 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に**市民動物園会議**の評価を受けなければならない。(条例第12条第1項)
- 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴くものとする。(条例第12条第3項)

## その他市民動物園会議に係る規定

●円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと**市民動物園会議**が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること
- (2) 動物に人をも下姿、格好又は行動をさせようとする事
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること（条例第14条）

## パブリックコメントで寄せられた主な意見

---

- 市民動物園会議の委員は、「動物福祉」「ファンドレイジング」などの専門家が必要。
- また、市長や委員長の思惑で恣意的に選定できないよう要件を定めてほしい。



# 委員の選任や専門性のある審議 に関する札幌市の考え方

市民動物園会議の委員については、以下の規定がある。

- ・学識経験者等の市長が適当と認める者から選任。
- ・特に特別な事項の調査又は審議が必要な場合、臨時委員を置くことができる。
- ・必要に応じて、部会を設置することができる。

これらの規定から、

- ・専門性のある事項について審議等行うことが可能
- ・委員の選任にあたっては、市長には条例の趣旨に沿った取組を審議する観点から適当と認める者を選任する責任がある。

⇒適切な運用を図ることができる。

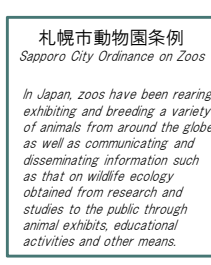
## 5 条例に基づく主な取組のスケジュール

---

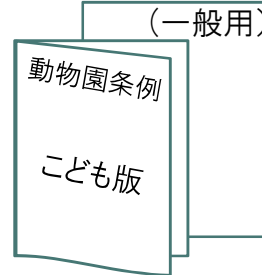
# 今後の普及啓発スケジュール



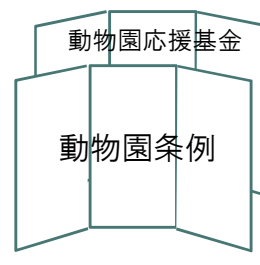
ホームページ



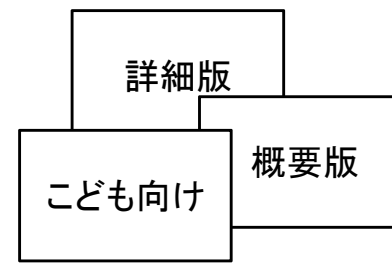
英語版条文



パンフレット



リーフレット



解説動画



条例逐条解説書

	2022(令和4年)						2023(令和5年)				
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
普及啓発	パンフレット、動画等制作 完成						啓発媒体を活用した情報発信等				
	総合学習・個別講義・報道機関を通じた広報等										

# 円山動物園の取組、認定制度スケジュール

